

議案第 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

刑法の一部改正により、令和 7 年 6 月 1 日から懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例等の関係条例について所要の整備をするため提案するものです。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する
 条例

(我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第6号)
 の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前各号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前各号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたも</p>

もの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について**拘禁刑**以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕さ

の

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について**禁錮**以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕さ

<p>れているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>4 から 6 まで 略</p>	<p>れているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>4 から 6 まで 略</p>
---	--

(我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 2 条 我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第 4 条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 略</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第 4 条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 略</p>

(我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例の一部改正)

第 3 条 我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例（昭和 59 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する<u>旅館・ホテル営業</u>の用に供する建築物をいう。</p> <p>(2) ラブホテル ホテル等のうち主として、異性を同伴する客に旅館業法<u>第2条第5項</u>に規定する宿泊をさせるもの又は次のいずれかに該当するものをいう。 アからキまで 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(規制区域)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する<u>ホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業</u>の用に供する建築物をいう。</p> <p>(2) ラブホテル ホテル等のうち主として、異性を同伴する客に旅館業法<u>第2条第6項</u>に規定する宿泊をさせるもの又は次のいずれかに該当するものをいう。 アからキまで 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(規制区域)</p>
<p>第3条 次に掲げる地域又は区域（以下「規制区域」という。）においては、ラブホテルを建築してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 商業地域であつて、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域 ア及びイ 略</p>	<p>第3条 次に掲げる地域又は区域（以下「規制区域」という。）においては、ラブホテルを建築してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 商業地域であつて、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域 ア及びイ 略</p>

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）**第7条第1項**に規定する児童福祉施設又は同法**第12条の4第1項**に規定する児童相談所に設置した一時保護施設

エ 略

オ 博物館法（昭和26年法律第285号）**第2条第1項**に規定する博物館

カからクまで 略

ケ **アからクまで**に掲げるもののほか、市長がその周辺における良好な生活環境及び青少年の健全な教育環境を保護する必要があると認めて指定する施設

2 ホテル等の敷地が規制区域の外にわたる場合においては、その敷地の**全て**について規制区域内にあるものとみなす。

（申請等）

第4条 略

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合、当該建築物がラブホテルに該当するか否かについて、我孫子市ホテル等審査会に対し諮問するものとする。

3 市長は、**我孫子市ホテル等審査会**の答申に基づき、ラブホテルに該当

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）**第7条**に規定する児童福祉施設又は同法**第12条の4**に規定する児童相談所に設置した一時保護施設

エ 略

オ 博物館法（昭和26年法律第285号）**第2条**に規定する博物館

カからクまで 略

ケ **前各号**に掲げるもののほか、市長がその周辺における良好な生活環境及び青少年の健全な教育環境を保護する必要があると認めて指定する施設

2 ホテル等の敷地が規制区域の外にわたる場合においては、その敷地の**すべて**について規制区域内にあるものとみなす。

（申請等）

第4条 略

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合、当該建築物がラブホテルに該当するか否かについて、**第8条に規定する**我孫子市ホテル等審査会（以下「**審査会**」という。）に対し諮問するものとする。

3 市長は、**審査会**の答申に基づき、ラブホテルに該当するか否かを審

するか否かを審査し、その結果を当該申請者に通知しなければならない。

4 略

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を建築現場又は建築物に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(審査会)

第8条 市長の諮問機関として、我孫子市ホテル等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 から 5 まで 略

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

7 及び 8 略

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第6条第2項の規定による市長の中止命令に違反した者は、6

査し、その結果を当該申請者に通知しなければならない。

4 略

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を建築現場又は建築物に立入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(審査会)

第8条 市長の諮問機関として、審査会を置く。

2 から 5 まで 略

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

7 及び 8 略

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(罰則)

第10条 第6条第2項の規定による市長の中止命令に違反した者は、6

<p>月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。</p>	<p>月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。</p>
---	--

(我孫子市環境条例の一部改正)

第4条 我孫子市環境条例(平成9年条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) ばい煙 次に掲げる物質をいう。</p> <p>ア 燃料その他の物の燃焼によって発生する硫黄酸化物</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(6) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) ばい煙 次に掲げる物質をいう。</p> <p>ア 燃料その他の物の燃焼によって発生するいおう酸化物</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(6) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い</p>

生し、又は飛散する物質をいう。
(7)から(10)まで 略
(基本理念)

第3条 略

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が全ての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 及び 4 略
(事業者の責務)

第5条 略

2 及び 3 略

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
(環境基本計画の策定)

第8条 略

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

発生し、又は飛散する物質をいう。
(7)から(10)まで 略
(基本理念)

第3条 略

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 及び 4 略
(事業者の責務)

第5条 略

2 及び 3 略

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
(環境基本計画の策定)

第8条 略

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) **前2号**に掲げるもののほか、
環境の保全に関する施策を総合的
かつ計画的に推進するために必要
な事項

3から5まで 略

(特定施設の設置の届出)

第34条 特定施設を設置しようとする
者は、次に掲げる事項を記載した
届出書により市長に届け出なければ
ならない。

(1) 氏名及び住所 (法人にあって
は、名称、代表者の氏名及び主た
る事務所又は事業所の所在地)

(2)から(7)まで 略

2 略

(特定作業の実施の届出)

第35条 特定作業を行おうとする者
は、次に掲げる事項を記載した届出
書により市長に届け出なければな
らない。

(1) 氏名及び住所 (法人にあって
は、名称、代表者の氏名及び主た
る事務所又は事業所の所在地)

(2)から(5)まで 略

2 略

(計画変更勧告等)

第38条 市長は、第34条第1項、第35
条第1項又は前条第1項の規定に

(1)及び(2) 略

(3) **前各号**に掲げるもののほか、
環境の保全に関する施策を総合的
かつ計画的に推進するために必要
な事項

3から5まで 略

(特定施設の設置の届出)

第34条 特定施設を設置しようとし
る者は、次**の各号**に掲げる事項を記
載した届出書により市長に届け出
なければならない。

(1) 氏名 (法人にあっては、名称
及び代表者の氏名) 及び住所

(2)から(7)まで 略

2 略

(特定作業の実施の届出)

第35条 特定作業を行おうとする者
は、次**の各号**に掲げる事項を記載し
た届出書により市長に届け出なけ
ればならない。

(1) 氏名 (法人にあっては、名称
及び代表者の氏名) 及び住所

(2)から(5)まで 略

2 略

(計画変更勧告等)

第38条 市長は、第34条第1項、第35
条第1項又は前条第1項の規定に

よる届出（騒音又は振動に係る届出を除く。以下この項において同じ。）があった場合において、その届出に係る特定施設等に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設等の構造若しくは使用の方法又はばい煙等の防止方法（以下「特定施設等の使用の方法等」という。）に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

2 市長は、騒音又は振動に係る第34条第1項、第35条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設等に係る騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。

よる届出（騒音又は振動に係る届出を除く。以下この項において同じ。）があった場合において、この届出に係る特定施設等に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設等の構造若しくは使用の方法又はばい煙等の防止方法（以下「特定施設等の使用の方法等」という。）に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

2 市長は、騒音又は振動に係る第34条第1項、第35条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、この届出に係る特定施設等に係る騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。

3 **前2項**の規定による命令又は勧告を受けた者は、当該命令又は当該勧告に従い、当該措置を講じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第41条 略

2 略

3 **前2項**の規定により、第34条第1項、第35条第1項又は第36条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第43条 病院、学校等の施設の周辺の区域その他特に騒音又は振動の防止を図る必要がある区域であって、規則で定める区域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに（災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに）、次に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、名称

3 **前各項**の規定による命令又は勧告を受けた者は、当該命令又は当該勧告に従い、当該措置を講じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第41条 略

2 略

3 **前各項**の規定により、第34条第1項、第35条第1項又は第36条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第43条 病院、学校等の施設の周辺の区域その他特に騒音又は振動の防止を図る必要がある区域であって、規則で定める区域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに（災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに）、次**の各号**に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

(1) 氏名 (法人にあっては、名称

は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地)

(2)から(5)まで 略

2 略

(屋外燃焼行為の禁止)

第49条 何人も、ゴム、**硫黄**、ピッチ、皮革、合成樹脂その他の燃焼の際著しくばい煙又は悪臭を発生するおそれのある物質を屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他のばい煙又は悪臭の発生を最小限にする方法により燃焼させるときは、この限りでない。

(環境審議会の組織等)

第52条 略

2 及び 3 略

4 **前3項**に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、**規則**で定める。

(罰則)

第58条 第38条第1項、第42条第1項、第2項若しくは第4項又は第47条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の**拘禁刑**又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 次の各号の一に該当する者

及び代表者の氏名) 及び住所

(2)から(5)まで 略

2 略

(屋外燃焼行為の禁止)

第49条 何人も、ゴム、**いおう**、ピッチ、皮革、合成樹脂その他の燃焼の際著しくばい煙又は悪臭を発生するおそれのある物質を屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他のばい煙又は悪臭の発生を最小限にする方法により燃焼させるときは、この限りでない。

(環境審議会の組織等)

第52条 略

2 及び 3 略

4 **前各項**に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、**我孫子市環境審議会運営規則**で定める。

(罰則)

第58条 第38条第1項、第42条第1項、第2項若しくは第4項又は第47条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の**懲役**又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 次の各号の一に該当する者

<p>は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第31条第1項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者</p> <p>(2)から(5)まで 略</p>	<p>は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第31条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者</p> <p>(2)から(5)まで 略</p>
--	---

(我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

第5条 我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成15年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

(我孫子市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第6条 我孫子市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の</p>

秘密に属する事項が記録された旧
 条例第2条第4号アに係る個人情報
 情報ファイル（その全部又は一部を複
 製し、又は加工したものを含む。）
 をこの条例の施行後に提供したと
 きは、2年以下の**拘禁刑**又は100万
 円以下の罰金に処する。

(1)及び(2) 略

6 前項各号に掲げる者が、その業務
 に関して知り得たこの条例の施行
 前において旧実施機関が保有して
 いた旧保有個人情報をこの条例の
 施行後に自己若しくは第三者の不
 正な利益を図る目的で提供し、又は
 盗用したときは、1年以下の**拘禁刑**
 又は50万円以下の罰金に処する。

秘密に属する事項が記録された旧
 条例第2条第4号アに係る個人情報
 情報ファイル（その全部又は一部を複
 製し、又は加工したものを含む。）
 をこの条例の施行後に提供したと
 きは、2年以下の**懲役**又は100万円
 以下の罰金に処する。

(1)及び(2) 略

6 前項各号に掲げる者が、その業務
 に関して知り得たこの条例の施行
 前において旧実施機関が保有して
 いた旧保有個人情報をこの条例の
 施行後に自己若しくは第三者の不
 正な利益を図る目的で提供し、又は
 盗用したときは、1年以下の**懲役**又
 は50万円以下の罰金に処する。

（我孫子市議会個人情報保護条例の一部改正）

第7条 我孫子市議会個人情報保護条例（令和4年条例第27号）の一部を次
 のように改正する。

改正後	改正前
<p>（適用除外）</p> <p>第47条 保有個人情報（情報公開条例 第7条に規定する非公開情報を専 ら記録する行政文書に記録されて いるものに限る。）のうち、まだ分 類その他の整理が行われていない</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第47条 保有個人情報（情報公開条例 第7条に規定する非公開情報を専 ら記録する行政文書に記録されて いるものに限る。）のうち、まだ分 類その他の整理が行われていない</p>

もので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、**前章**（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の**拘禁刑**又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の**拘禁刑**又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、

もので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、**第4章**（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の**懲役**又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の**懲役**又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、

専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の**拘禁刑**又は50万円以下の罰金に処する。

専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の**懲役**又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期

拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の我孫子市一般職の職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。